

## 公益通報者保護法の概要

### 1 公益通報者保護法について

#### (1) 公益通報者保護法の概要

国民の生命や身体、財産等の利益の保護にかかわる法令違反行為について、通報した労働者を事業者による不利益な取扱いから保護することを定めた「公益通報者保護法」が平成18年4月に施行されました。

公益通報とは、労働者が勤務先の不正行為を、不正の目的ではなく、一定の通報先に通報することを言います。

労働者の方は、労務提供先や当該法令違反行為等について、処分又は勧告等の権限を有する行政機関等に通報することができます。

また、当該労働者に対する公益通報を理由とする解雇は無効とされ、不利益な取扱い（降格、減給等）も禁止されるなど、労働者（＝通報者）の保護が図られます。

#### (2) 通報ができる者（通報者）

労働者（正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー等）  
（労働基準法第9条に規定する労働者）

#### (3) 通報の内容（通報対象事実）

労務提供先又は労務提供先の役員、従業員等の法令違反行為等です。

法令違反行為等については、公益通報者保護法の対象法として定められた法律に係るものとなります。

対象法については、消費者庁ホームページ「公益通報者保護法と制度の概要について」をご参照ください。

#### (4) 通報先

- ① 労務提供先又は労務提供先の設置した通報窓口
- ② 処分又は勧告等の権限を有する行政機関
- ③ 事業者外部（報道機関や消費者団体等）

#### (5) 公益通報を受けた場合の対応

公益通報を受けた事業者等は、必要な調査を行い、調査の結果法令違反等が明らかになったときは必要な措置（是正措置、再発防止策等）をとります。

## 2 本市における処分又は勧告等の権限を有する行政機関としての対応

### (1) 本市の通報窓口

本市においては、公益通報者保護法の対象となる法律を所管し、かつ当該法令違反行為に対して処分等の権限を有する担当課に対して行うことができます。

担当課が不明な場合は総務企画局人事部人事課又は市長室広聴課までご連絡ください。担当課をご案内します。

### (2) 本市へ通報する場合の要件

- ① 自己の労務提供先又は当該労務提供先の役員、従業員等の法令違反行為等であること。
- ② 不正の目的で行われた通報ではないこと。
- ③ 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。

### (3) 通報を受けた場合の対応

本市の通報窓口で公益通報を受けた場合は、必要な調査を行い、調査の結果法令違反等が明らかになったときは必要な措置をとります。

具体的な通報処理の手順等については、「福岡市公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報処理に関する要綱」をご覧ください。